

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第 1 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成 22 年 8 月 17 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 「 1 . 平成 17 年 3 月 28 日の教育委員会会議の議事録の起案文書及び添付資料全て
- 2 . 上記教育委員会会議議事録に会議録署名委員として 3 名の教育委員が署名しているが、何年何月何日、どこで、作成された議事録を見て署名したことがわかる行政文書の全て」

2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 8 月 30 日付け北九教総総第 175 号で、「不存在（当該文書は作成しておらず、保有していないため）」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を同年 9 月 1 日に受領した。

3 審査請求人は、平成 22 年 9 月 15 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 教育委員会会議録(以下「会議録」という。)の起案文書を作成していないとの不存在はありえない。処分庁の詭弁である。

福岡県、福岡市他多数の教育委員会は、教育委員会会議の会議録の起案文書は、教育委員会会議担当の総務課が作成し教育長が決裁すると回答している。

(2) 担当者が、教育委員会会議の議事を録音等から起こした会議録は、公式な会議録ではない。教育長等が決裁して初めて教育委員会事務局作成の会議録となり、決裁を受けた議事録を見て、署名を指定された教育委員が署名する。

(3) 平成 17 年 3 月 25 日以降に議案第 58 号を追加起案した事実がないにもかかわらず、開示された本件会議録には 3 月 25 日に教育委員に郵送した教育委員会会議次第にはなかった議案第 58 号「人事について」が存在したり、また、会議録に 3 月 25 日に指定されている署名予定者とは異なる委員が署名している事実がある。

すなわち、教育委員会ぐるみの会議録の改ざん疑惑が存在する。

(4) 審査請求人は、平成 17 年 3 月 28 日教育委員会会議において、分限降任処分を受け、現在、処分の取消しを求めて訴訟中である。

教員の分限事案は、教育委員会会議の専決事項である。当該会議次第は、事前と当日の 2 種類存在し、内容が異なる。

審査請求人の分限事案は、当該会議の 3 日前に教育委員に郵送された教育長決裁の教育委員会会議次第では、その他報告案件であった。

しかし、処分庁が、審査請求人に開示した当日の教育委員会会議次第は、議案第 58 号「人事について」として書き加え、改ざんしていた。

すなわち、処分庁は、訴訟に都合よく、教育委員会会議次第及び教育委員会会議録を改ざんした疑惑がある。

(5) 教育委員会組織ぐるみの公文書・当該会議録の改ざんが発覚することは、刑法第 156 条の公文書偽造の違法行為で刑事訴追を受けるおそれがあり、それを畏怖するためである。

(6) 処分庁の主張でも、本来は、会議録を作成する場合には、起案文書を作成すべきものであるから、百歩譲って仮に起案文書が存在しない場合でも、作成した会議録、議案、報告案件等は当然開示されるべきである。

(7) 処分庁は、会議録の作成者は、教育委員長であり、その内容は、教育委員長及び指名委員の署名をもって有効に確定する、と主張する。

しかし、処分庁が今まで開示した会議録は、真正の会議録ではなく、情報公開用に捏造されたといえる。

その証拠は、私に開示された平成 11 年度の会議録には、教育委員長及び指名委員の署名が 1 年間 17 回開催のうち 8 回の会議録に存在しない。

会議録は、保存種別 1 種 30 年保存の重要公文書である。また、背表紙等があるかたちで製本され、保存されるべき公文書である。しかし、開示された平成 11 年度の会議録は、1 冊 100 円程度のフラットファイルに綴じられた 80 余枚の文書が開示された。

以上の事実は、真正の会議録が別途存在していることを示唆している。

(8) 会議録は、教育委員会の指示を受けた教育委員会事務局の作成する行政文書である。この行政文書は、北九州市文書管理規則にしたがって、作成する規定になっており、起案文書が存在する。

処分庁の言い分では、当時は起案文書を作成していなかったとのことである。であるならば、当時の担当責任者を、文書管理規則違反で、懲戒処分すべきである。

第 3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 会議録は、北九州市教育委員会会議規則第 21 条において、「委員長が事務局職員に作成させる。」「委員長及び委員長の指名する委員 2 名が署名しなければならない。」と規定されている。

会議録の作成権者は、教育委員長であり、その内容は、教育委員長及び指名委員の署名をもって有効に確定するものであり、教育長の決裁をもって確定するものではないと認識している。

2 平成 16 年度当時は、会議録の作成権者は、教育委員長であることなどから、会

議録について起案文書を作成することはしておらず、本開示請求の平成 17 年 3 月 28 日の会議録の起案文書も作成していない。なお、平成 18 年度以降は、会議録の作成手続をより明確にすることなどから、会議録について起案文書を作成し、教育長、教育委員長の決裁を受けるようにしている。

- 3 会議録に、3 名の教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる行政文書の有無については、当該文書は、作成しておらず、保有していない。

第 4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、

ア 平成 17 年 3 月 28 日に開催された教育委員会会議の会議録（以下「本件会議録」という。）の起案文書及び添付資料（併せて、以下「本件起案文書」という。）

イ 本件会議録に、3 名の教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる行政文書である。

- ###### (2) 処分庁は、前記(1)ア及びイについて、いずれも作成しておらず、保有していないという理由で、不存在としている。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、次の 2 点に要約される。

(1) 本件起案文書が存在するか否か（争点 1）

- ###### (2) 本件会議録に、3 名の教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる行政文書が存在するか否か（争点 2）

3 本件起案文書が存在するか否かについての判断（争点 1）

本件起案文書を不存在としたことについて、処分庁は、「平成 16 年度当時は、会議録の作成権者は教育委員長であることなどから、教育委員会会議録について

起案文書を作成することはしておらず、本件起案文書についても作成していない。なお、平成 18 年度以降は、会議録の作成手続をより明確にするなどから、会議録について起案文書を作成し、教育長、教育委員長の決裁を受けるようにしている。」と説明している。

当審査会の委員 2 名が平成 24 年 1 月 17 日に教育委員会事務局に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行ったが、該当する文書の存在は確認できず、処分庁の不存在という理由を疑わせる資料も発見されていないので、不開示処分を不当と判断することはできない。

ところで、教育委員会会議は、市の教育行政における基本方針や重要事項を決定する場であり、会議録の正確性及び作成手続の明確性については、説明責任の観点から強く要請されているというべきである。したがって、会議録について起案文書が作成されず、決裁されていないことは、会議録の信ぴょう性及び作成手続に疑義を持たれることになりかねず、起案文書を作成しなかったことは、適正であったとはいえない。

処分庁は、平成 18 年度以降は起案文書を作成しているとのことであるが、会議録の内容及び作成手続に疑念を持たれることのないよう、適正な対応が求められる。

なお、審査請求人は、「処分庁の主張でも、本来は、会議録を作成する場合には、起案文書を作成すべきものであるから、百歩譲って仮に起案文書が存在しない場合でも、作成した会議録、議案、報告案件等は当然開示されるべきである。」と主張するが、本件請求は本件起案文書の開示を求めるものであるので、本件起案文書が存在しない場合は会議録等を開示すべきという審査請求人の主張は、理由がない。

4 本件会議録に、3 名の教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる行政文書が存在するか否かについての判断（争点 2）

処分庁は、「会議録は、会議開催の概ね 1 か月後に、教育委員会の職員が事務局内のパソコン、プリンタを用いて作成したものに、教育委員が署名することにより確定している。しかし、教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる記録は、業務上必要でないことから、作成していない。」と説明している。

当審査会の委員 2 名が平成 24 年 1 月 17 日に教育委員会事務局に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、当時及び現在の教育委員会会議関係文書の保管場所を確認したが、いずれの場所にも、教育委員が、いつ、どこで、作成された会議録を見て署名したかがわかる記録は存在せず、必要がないため記録を作成していないとする処分庁の説明に矛盾は認められない。

したがって、本件会議録に、3名の教育委員が、いつ、どこで、作成された議事録を見て署名したかがわかる行政文書については、存在しないと認められるので、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者	高木 康衣
委 員	田村 奈々子
委 員	川本 利恵子
委 員	五十嵐 享平